

(総務委員会)

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第一号)(衆

議院送付) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成三十年度の第二次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額(五千三百一十億円)について、普通交付税の増額(三百九十六億円)及び特別交付税の増額(七百億円)を行った上で、残余の額(四千二百十五億円)を同年度内に交付しないで、平成三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

- 二、この法律は、公布の日から施行する。